

平成24年(2012年)3月6日



# 埼玉県報

第 2 3 6 9 号  
平成 2 4 年 3 月 6 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [所沢都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [上里土地改良区の役員退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [三田ヶ谷土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業普門寺池地区\(ため池等整備事業\)計画の決定及び計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施\(建築安全課\)](#)
- [建築協定\(川越建築安全センター\)](#)

### 正誤

- [埼玉県行田県土整備事務所長告示第1号目次中訂正\(行田県土整備事務所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitaiken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年二月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人志木市精神保健福祉をすすめる会
- 三 代表者の氏名  
上田 将史
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県志木市本町五丁目七番五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、人間の尊厳に立脚し、精神障害者及びその家族とともに、より豊かに安心して生活できる地域社会づくりに取り組んでいくことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活工房つばさ・游

三 代表者の氏名

高橋 優子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡小川町みどりが丘二丁目十五番地二十一

五 定款に記載された目的

この法人は、小川町を愛する者達により、顔と顔の見える相互扶助の市民共生ネットワークの仕組みを作り、小川町の里地里山環境が生み出す豊かな地域資源を活かして「食」と「エネルギー」の自給モデルを築くことを目的とする。そして、それに必要な様々な社会的要素のあり方を、町づくり、人づくりの観点から研究提案し、運営する事業を行い、地域・日本社会に生きる人々全体の利益に寄与することとする。

## 告 示

埼玉県告示第二百二十九号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
家永 貴夫	肢体不自由	神経内科	埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	久喜市上早見四一八一	平成二十三年四月一日
土方 直也	呼吸器機能障害	内科	医療法人若葉会若葉病院	坂戸市戸宮六〇九	平成二十三年十月二十一日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名

指定障害区分

診療科名

医療機関の名称

医療機関の所在地

指定年月日

飯尾 光博

聴覚障害、平衡機

能障害、音声・言

語機能障害、そし

やく機能障害

耳鼻咽喉科

医療法人社団武蔵野会

志木中央総合病院

新座

新座市東北一―七―二

平成二十四年二月二十七日



# 告 示

埼玉県告示第二百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川越小室ショッピングセンター

埼玉県川越市大字小室字亀甲百一番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外未定

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十一月一日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

六千六百七十九平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三五六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四二立方メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

ト 届出年月日

平成二十四年二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十四年三月六日から平成二十四年七月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月六日から平成二十四年七月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第二百三十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十四年二月二十八日付で、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

大幅な賃金引き上げ等の件

三 日時

平成二十四年三月十一日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	添島 享	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	添島 享	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部	埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支	部	埼玉県民主医療機 関労働組合同田支	部	埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支	へ支部	埼玉県民主医療機 関労働組合かすか	や支部	埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ	部	埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支	い支部	埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ	部	埼玉県民主医療機 関労働組合川口支	支部	埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま	療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診
	添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享
	秩父生協病院	所	行田協立診療		熊谷生協病院	所	かすかべ診療	所	おおみや診療	所	浦和民主診療	所	さいわい診療		川口診療所		介護老人保健 施設みぬま	所	生協歯科診療
一	埼玉県秩父市阿保町一十		埼玉県行田市本丸十八三	五十四	埼玉県熊谷市上之三千八百	十二	埼玉県春日部市谷原二四	千百十二	埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五十七	埼玉県さいたま市浦和区北	二十	埼玉県川口市中青木四一	六	埼玉県川口市仲町一三十		埼玉県川口市木曾呂千三百四十七	十七	埼玉県川口市木曾呂千三百

支部	共立医療会労働組合吹上共立診療所	支部	共立医療会労働組合北本共立診療所	合	南埼玉病院労働組合	同診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合大井協同診療所支部	科支部	埼玉県民主医療機関労働組合朝霞歯科支部	協同診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合上福岡協同診療所支部	め支部	埼玉県民主医療機関労働組合さんとも支部	療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合所沢診療所支部	支部	埼玉県民主医療機関労働組合西協同支部
	奥澤 栄子		奥澤 栄子		成田 一樹		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享		添島 享
立診療所	医療法人共立医療会吹上共立診療所	立診療所	医療法人共立医療会北本共立診療所	病院	医療法人社団俊睿会南埼玉病院	所	大井協同診療所	科	あさか虹の歯科	療所	上福岡協同診療所		老人保健施設さんとも		所沢診療所	院	埼玉西協同病院
一十九	埼玉県鴻巣市吹上富士見三	八	埼玉県北本市中丸五 六	二	埼玉県越谷市増森二百五十	一 一 十五	埼玉県ふじみ野市ふじみ野	四 二	埼玉県朝霞市浜崎七百二十	三 七	埼玉県ふじみ野市上福岡三	七	埼玉県所沢市中富千六百十	十三 二十四	埼玉県所沢市宮本町二 二	十五	埼玉県所沢市中富千八百六

合	共立医療会労働組 合さくらおとなこ ども診療所支部	西部診療所労働組	奥澤 栄子	西部診療所	医療法人共立 医療会さくら おとなこども 診療所	七 一	埼玉県北本市北本団地一 二十七 百二
---	---------------------------------	----------	----------	-------	-----------------------------------	--------	-----------------------

## 告 示

埼玉県告示第二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	清 水 敬 保	埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原八十番地

# 告 示

埼玉県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、羽生市三田ヶ谷土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成二十四年三月一日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十四年三月七日から

平成二十四年四月五日まで

## 二 縦覧場所

羽生市役所



# 告 示

埼玉県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業普門寺池地区（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十四年三月七日から

平成二十四年四月五日まで

## 二 縦覧場所

美里町役場

## 告示

### 埼玉県告示第二百二十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十四年三月六日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 試験の期日及び時間

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

平成二十四年七月一日（日）

午前十時から午後五時十分まで

###### (2) 設計製図の試験

平成二十四年九月九日（日）

午前十一時から午後四時まで

##### ロ 木造建築士試験

###### (1) 学科の試験

平成二十四年七月二十二日（日）

午前十時から午後五時十分まで

###### (2) 設計製図の試験

平成二十四年十月十四日（日）

午前十一時から午後四時まで

#### 二 試験会場

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区大字深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県朝霞市大字岡四十八番地の一

東洋大学（朝霞キャンパス）

###### (2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県上尾市戸崎一丁目一番

聖学院大学（宮原キャンパス）

(二) 埼玉県朝霞市大字岡四十八番地の一

東洋大学（朝霞キャンパス）

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県上尾市戸崎一丁目一番

聖学院大学（宮原キャンパス）

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市見沼区大字深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込み手続

イ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込み受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十四年三月三十一日（土）から平成二十四年四月六日（金）まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込み方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

ロ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成二十四年四月二日（月）から平成二十四年四月十六日（月）まで  
（ただし、四月七日（土）、四月八日（日）を除く。）

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階  
社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

平成二十四年四月九日（月）から平成二十四年四月十六日（月）まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階  
社団法人埼玉建築士会

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

平成二十四年六月六日（水）頃

ロ 発表の方法

財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験を実施する試験会場に掲示する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

平成二十四年八月二十一日（火）頃

(二) 発表の方法

財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

平成二十四年九月四日（火）頃

(二) 発表の方法

財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

平成二十四年十二月六日（木）頃

(2) 発表の方法

財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条の三第四項において準用する同法第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定認可申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号 野村不動産株式会社 代表取締役

鈴木 弘久

二 建築協定区域

埼玉県ふじみ野市上野台二丁目三番の一部、四番の一部

## 正 誤

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号（平成二十四年二月二十八日第二千三百六十七号）目次中訂正

誤

県道佐野古河線の供用開始（行田県土整備事務所）

正

県道佐野古河線の区域変更（行田県土整備事務所）